

令和4年定例会
防災県土整備企業常任委員会
提出資料

○ 所管事項

I 三重県企業庁の各事業における令和3年度の取組状況について

- 1 水道用水供給事業 1
- 2 工業用水道事業 6
- 3 電気事業 10

II 「RDF焼却・発電事業の総括」中間報告書（案）について . . . 12

III 三重県企業庁経営計画改定に係る最終案について 16

別冊1 RDF焼却・発電事業の総括 中間報告書（案）

別冊2 三重県企業庁経営計画（平成29(2017)年度～令和8(2026)年度）
[最終案]

令和4年3月16日

企業庁

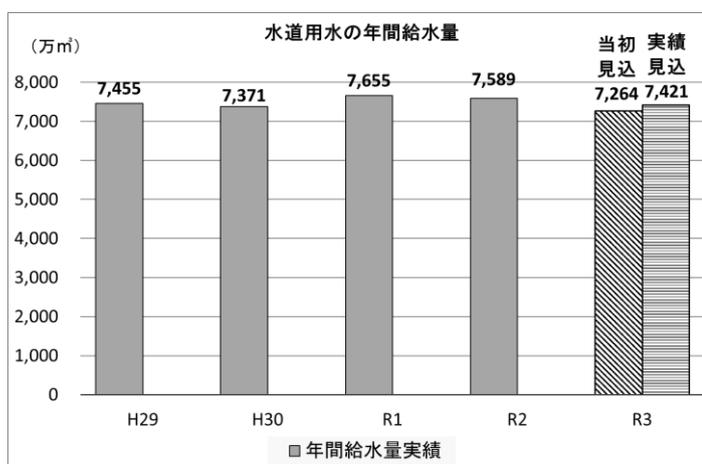
I 三重県企業庁の各事業における令和3年度の取組状況について

三重県企業庁の水道用水供給事業、工業用水道事業及び電気事業においては、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくため、三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）（以下「経営計画」という。）に掲げた経営目標達成に向けた取組を中心に進めており、本年度の取組状況としては、以下のとおりです。

1 水道用水供給事業

(1) 水道用水の給水状況

本年度末の年間給水量は約7,421万 m^3 を見込んでおり、当初の約7,264万 m^3 に対して102.2%となる見込みです。



(2) 主な取組状況

ア 安全でおいしい水の供給

「安全性」、「味やにおい」の観点から、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化するとともに、全5浄水場（播磨、水沢、高野、大里、多気）へ活性炭処理設備の整備を進めてきました。

本年度は2月末時点まで、経営計画における経営目標の「安全でおいしい水の供給」に掲げている水質基準と管理目標値は、すべて達成しています。

なお、令和元年度より進めてきた大里浄水場の活性炭処理設備については、施設整備を完了し、令和3年10月に供用を開始しました。

イ 強靱な水道の構築

主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策や配水運用の強化に取り組み、強靱な水道の構築をめざすこととしています。

本年度は、2月末時点までに漏水は1件発生していますが、給水障害は発生しておらず、経営計画の成果指標である「給水障害発生件数」の目標値0件を達成できる見込みです。

(ア) 耐震化

a 主要施設の耐震化

経営計画の計画期間中において、全5浄水場の49浄水処理施設の耐震化を完了させることとしています。また、全27排水処理施設のうち16施設、全14調整池のうち10池の耐震化を進めることとしています。

本年度は、令和2年度から実施している高野浄水場の2浄水処理施設の耐震補強工事を年度内に完了させる予定です。

経営計画上の成果指標	R3 目標値	R3 見込値	R8 目標値
浄水場の耐震化率(%) (累積/全体：浄水処理施設数)	91.8 (45/49)	91.8 (45/49)	100 (49/49)

b 管路の耐震化

管路総延長約430kmのうち、耐震適合性のない管路が約160kmあり、経営計画の計画期間中において、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路約23.9kmの耐震化に加え、布設後40年以上経過した管路約6.5kmを合わせた約30.4kmの耐震化を実施することとしています。

本年度は、約3.7kmの管路の布設替工事を完了させる予定でしたが、令和4年1月、日本水道協会品質認証の取得に関する水道管塗料の不適切行為事案が判明したことに伴い、工事に使用する管材料の出荷が一時停止となり、その後、同協会により安全性と衛生性が確認されたことから出荷が再開され、工事は再開したものの、約1.5kmの工事が完了できない見込みとなりました。このことにより、管布設工事の完了は約2.2kmとなる予定で、成果指標の管路の耐震適合率は、65.8%となり目標値を一時的に下回る見込みです。

経営計画上の成果指標	R3 目標値	R3 見込値	R8 目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長：km)	66.1 (284.1/429.6)	65.8 (282.7/429.6)	69.2 (297.2/429.6)
計画期間内に実施する 管路耐震化の進捗率(%)	57.2 (17.4/30.4)	52.6 (16.0/30.4)	100 (30.4/30.4)

※ 管路の耐震適合率欄（ ）内の数値については、0.1km単位に四捨五入しています。

(イ) 老朽化対策

将来にわたり水道施設の機能を維持し、中長期的なトータルコストを縮減するため、施設の長寿命化を図るとともに、効率的・効果的な設備の更新を進め、老朽化対策に取り組むこととしています。

a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を実施するとともに、安全性や経済性をふまえつつ、損傷が軽微である早期の段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、高野浄水場及び伊勢送水ポンプ所のポンプ設備の分解点検整備工事などを実施しており、年度内に完了させる予定です。

b 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 157 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検整備を実施するとともに、耐用年数や劣化状況、交換部品の製造終了などの要素を総合的に判断し、効率的・効果的に更新を進めることとしています。

本年度は、大里浄水場中央監視制御設備や高野浄水場ろ過池電動弁など 13 設備に加え、点検により早期の更新が必要となった 6 設備を合わせた 19 設備の更新工事を完了させる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大による全国的な半導体不足などの影響により機器の調達が遅れているため、多気浄水場 I T V 設備など 2 設備で工事を完了できない見込みとなり、施設の更新工事の完了は 17 設備となる予定です。なお、本年度は 6 設備を前倒して更新していることから、成果指標の設備の更新率は、目標値の 49.0%を上回る 51.6%となる見込みです。

経営計画上の成果指標	R3 目標値	R3 見込値	R8 目標値
設備の更新率 (%) (累積/全体：計画期間に更新する設備数)	49.0 (77/157)	51.6 (81/157)	100 (157/157)

(ウ) 建設・拡張事業

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）は、受水市町からの要請を受け、県（環境生活部）が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画（平成 20 年 3 月改定）」に基づき、当庁が実施しています。

なお、平成 30 年度より進めてきた大里浄水場の凝集沈澱池等については、施設整備を完了し、令和 3 年 10 月に供用を開始しました。

また、取水・導水施設の整備については、令和 7 年度の供用開始に向けて、本年度は、引き続き、地元協議に取り組んでいます。

(エ) 浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策

近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況をふまえて、主要施設であるポンプ所や調整池等の水道施設における対策の検討を進めることとしています。

現在、河川管理者等が公表している洪水及び高潮の浸水想定区域内に 10 施設、県が指定する土砂災害警戒区域内に 10 施設あることが判明しています。これらのうち現地調査により浸水しないことなどが確認できた施設を除いた 12 施設について、本年度に基本検討を行った結果、一部の施設で土砂災害が発生しても施設に支障がないことが確認できたことから、対策が必要となる施設は 9 施設（工業用水道との共有施設 1 施設を含む）となりました。今後、受水市町と情報を共有しながら、計画的に対策を実施していきます。

また、長時間停電対策として、令和元年度から実施している南勢水道事務所の導水ポンプ所予備発電設備改良工事において、燃料貯蔵タンク容量を増量することとしており、今まで 24 時間対応を目標としていましたが、本年度の工事完了に伴い、72 時間対応が可能となる見込みです。

【成果指標】

経営計画で設定した成果指標 9 項目について、目標を達成する見込みです。

経営目標	成果指標	令和 3 年度 目標値	令和 3 年度 見込値
安全でおいしい水の供給	①水質基準適合率 (%)	100	100
	②総トリハロメタンの管理目標値達成度 (%)	100	100
	③カビ臭物質の管理目標値達成度 (%)	100	100
	④臭気強度の管理目標値達成度 (%)	100	100
強靱な水道の構築	⑤浄水場の耐震化率 (%)	91.8 (18.4)	91.8
	⑥管路の耐震適合率 (%)	66.1 (65.8)	65.8
	⑦設備の更新率 (%)	49.0	51.6
	⑧給水障害発生件数 (件)	0	0
健全な事業運営の持続	⑨給水原価 (円/m ³)	110.5	106.8
	⑩経常収支比率 (%)	100 以上	100 以上

※1 成果指標の見直しについて

経営計画策定時に暫定値としていた「⑤浄水場の耐震化率」の目標値については、浄水場の浄水処理施設の耐震詳細診断結果をふまえ、平成30年度に各年度の目標値の見直しとともに、「⑥管路の耐震適合率」の目標値についても見直しを行いました。

() : 経営計画策定時の目標値

※2 成果指標の説明

①水質基準適合率

水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合

②総トリハロメタンの管理目標値達成度

水道水の安全性に関する指標のうち、総トリハロメタン（水質基準値0.1mg/L以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.05mg/L以下」を達成した割合

③カビ臭物質の管理目標値達成度

水道水のおいに関する指標のうち、カビ臭物質（ジェオスミン及び2-MIBの2項目、共に水質基準値0.00001mg/L以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.000008mg/L以下」を達成した割合

④臭気強度の管理目標値達成度

水道水のおいに関する指標のうち、臭気強度（国の水質管理目標値3以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「2以下」を達成した割合

⑤浄水場の耐震化率

浄水場における浄水処理施設（49施設）のうち耐震化する施設数の割合

⑥管路の耐震適合率

管路総延長（約430km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合

⑦設備の更新率

計画期間（平成29年度～令和8年度）に更新する設備数の割合
更新対象設備は157設備

⑧給水障害発生件数

当庁に起因する事故により、住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）への給水支障が生じた件数
なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民に支障が無い場合は給水障害としない。

⑨給水原価

有収水量1m³を作るために要する費用
{経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

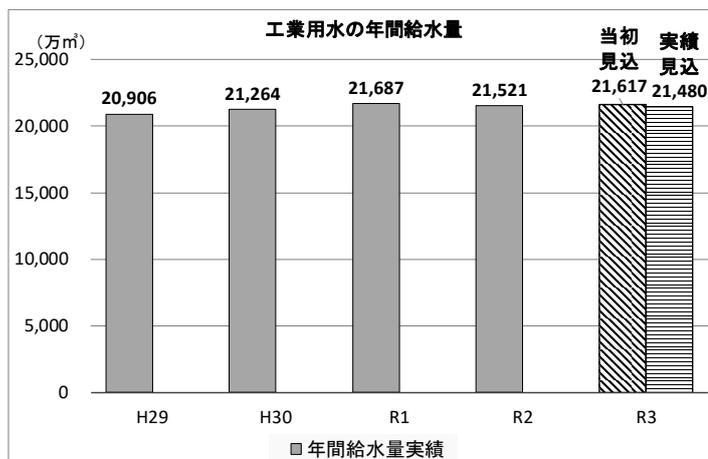
⑩経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標
経常収益 ÷ 経常費用 × 100

2 工業用水道事業

(1) 工業用水の給水状況

本年度末の年間給水量は約2億1,480万 m^3 を見込んでおり、当初の約2億1,617万 m^3 に対して99.4%となる見込みです。



(2) 主な取組状況

ア 強靱な工業用水道の構築

主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策や配水運用の強化に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざすこととしています。

本年度は、2月末時点までに漏水は4件発生していますが、給水障害は発生しておらず、経営計画の成果指標である「給水障害発生件数」の目標値0件を達成できる見込みです。

(ア) 耐震化

a 主要施設の耐震化

経営計画の計画期間中において、全3浄水場（沢地、伊坂、山村）の25浄水処理施設の耐震化を完了させることとしています。

本年度は、令和2年度から実施している伊坂浄水場4浄水処理施設と山村浄水場(1系)4浄水処理施設の耐震補強工事を完了させる予定であり、これにより全3浄水場の25浄水処理施設の耐震化が完了する見込みです。

経営計画上の成果指標	R3 目標値	R3 見込値	R8 目標値
浄水場の耐震化率(%) (累積/全体：浄水処理施設数)	48.0 (12/25)	100 (25/25)	100 (25/25)

(イ) 老朽化対策

将来にわたり工業用水道施設の機能を維持し、中長期的なトータルコストを縮減するため、施設の長寿命化を図るとともに、効率的・効果的な設備の更新を進め、老朽化対策に取り組むこととしています。

a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を実施するとともに、安全性や経済性をふまえて、損傷が軽微である早期の段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、野代導水ポンプ所ポンプ設備の分解点検整備や山村水管橋の塗装塗替工事などを実施しており、年度内に完了させる予定です。

b 管路等の更新

管路総延長約 350km のうち、耐震適合性のない管路が約 138km あり、経営計画の計画期間中において、特に重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路、ライフライン関連ユーザー向け配水管路などを中心に約 22.1km を優先して更新し、老朽化対策とともに耐震化を進めることとしています。

また、配水運用の切り替え、漏水時の止水など、配水制御において重要となる制水弁 69 基を優先して更新することとしています。

本年度は、管路約 3.5km の布設替工事を完了させる予定であり、成果指標の管路の耐震適合率は、目標値の 63.3% を上回る 63.5% となる見込みです。

制水弁については、令和 4 年度に完了させる予定の内径 1800 耗制水弁など 3 基の取替工事を実施しており、本年度完了を見込む制水弁はありませんが、過年度に前倒して取替えたことにより、成果指標の制水弁の更新率は、目標値の 46.4% を上回る 47.8% となっています。

経営計画上の成果指標	R3 目標値	R3 見込値	R8 目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長: km)	63.3 (221.7/350.1)	63.5 (222.2/350.1)	66.9 (234.3/350.1)
計画期間内に実施する 管路耐震化の進捗率(%)	42.9 (9.5/22.1)	45.0 (10.0/22.1)	100 (22.1/22.1)
制水弁の更新率(%) (累積/全体: 計画期間に更新する基数)	46.4 (32/69)	47.8 (33/69)	100 (69/69)

※ 管路の耐震適合率欄 () 内の数値については、0.1km 単位に四捨五入しています。

c 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 129 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検整備を実施するとともに、耐用年数や劣化状況、交換部品の製造終了などの要素を総合的に判断し、効率的・効果的に更新を進めることとしています。

本年度は、中勢水道事務所管内遠方監視制御設備や木曾川情報伝達装置など 10 設備の更新工事を完了させる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大による全国的な半導体不足などの影響により機器の調達が遅れているため、沢地浄水場後苛性注入設備 1 設備で工事を完了できない見込みとなり、施設の更新工事の完了は 9 設備となる予定です。なお、過年度に前倒して更新した設備があることから、成果指標の設備の更新率は、目標値の 42.6%を上回る 43.4%となる見込みです。

経営計画上の成果指標	R3 目標値	R3 見込値	R8 目標値
設備の更新率(%) (累積/全体：計画期間に更新する設備数)	42.6 (55/129)	43.4 (56/129)	100 (129/129)

(ウ) 浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策

近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況をふまえて、主要施設であるポンプ所や配水池等の工業用水道施設における対策の検討を進めることとしています。

現在、河川管理者等が公表している洪水及び高潮の浸水想定区域内に 10 施設、県が指定する土砂災害警戒区域内に 3 施設あることが判明しています。これらのうち現地調査により浸水しないことなどが確認できた施設を除いた 9 施設について、本年度に基本検討を行った結果、土砂災害警戒区域内にある施設については、土砂災害が発生しても支障がないことが確認できたことから、対策が必要となる施設は浸水想定区域内の 7 施設（水道との共有施設 1 施設を含む）となりました。今後、計画的に対策を実施していきます。

【成果指標】

経営計画で設定した成果指標 8 項目全てについて、目標を達成できる見込みです。

経営目標	成果指標	令和 3 年度 目標値	令和 3 年度 見込値
強靱な工業用水道の構築	①浄水場の耐震化率 (%)	48.0	100.0
	②制水弁の更新率 (%)	46.4	47.8
	③管路の耐震適合率 (%)	63.3	63.5
	④設備の更新率 (%)	42.6	43.4
	⑤給水障害発生件数 (件)	0	0
健全な事業運営の持続	⑥給水原価 (円/㎥)	35.2	33.5
	⑦年間給水量 (百万㎥)	213	215
	⑧経常収支比率 (%)	100 以上	100 以上

※ 成果指標の説明

①浄水場の耐震化率

浄水場における浄水処理施設 (25 施設) のうち耐震化する施設数の割合

②制水弁の更新率

計画期間 (平成 29 年度～令和 8 年度) に更新する制水弁数の割合
更新対象数は 69 基

③管路の耐震適合率

管路総延長 (約 350 km) のうち耐震適合性のある管路延長の割合

④設備の更新率

計画期間 (平成 29 年度～令和 8 年度) に更新する設備数の割合
更新対象設備は 129 設備

⑤給水障害発生件数

企業庁に起因する事故により、ユーザーへの給水支障が生じた件数
なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーに実害が無い場合は給水障害としない。

⑥給水原価

有収水量 1 ㎥を作るために要する費用
{経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

⑦年間給水量

1 日あたりの基本水量から休止水量を減じて得た水量を 1 年間分積み上げた水量

⑧経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標
経常収益 ÷ 経常費用 × 100

3 電気事業

電気事業では、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向け、関係市町及び関係部局等と協議・調整を行い、RDF焼却・発電施設の撤去、RDF処理委託料の清算及び事業総括の取組を進めました。

(1) 主な取組状況

ア RDF焼却・発電施設の撤去

RDF焼却・発電施設のうち発電施設については、施設の解体が完了し、基礎杭の撤去を進めています。焼却施設については、炉内に付着したダイオキシン類を含んだ付着物の除去が完了し、解体を開始しました。汚染土壌については、土の入替えを完了しました。

また、本年度は、地域住民や学識経験者等で構成する安全管理会議を令和3年5月と令和4年2月に開催し、工事の進捗状況や環境測定の結果等を報告しました。

引き続き、周辺環境や安全対策に十分配慮して施設の撤去工事を進め、安全管理会議の開催、ホームページへの掲載や地域住民への回覧により、工事の進捗や環境測定の結果等を定期的に情報提供していきます。

工事工程

項目	時期	令和3年度				令和4年度				
		1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
施設撤去工			—————							
汚染土壌入替工				————— (完了)						
その他		準備工 (完了)						整地工、後片付け		



撤去前(令和3年5月)



現況 (令和4年2月)

イ RDF処理委託料の清算等

RDF処理委託料の清算金については、RDFの処理及び運搬に要した費用に応じて、令和2年度と令和3年度の2回に分けて製造団体に分配し、令和4年1月に清算を完了しました。

<令和2年度清算額 300,000,000円>

<令和3年度清算額 413,420,701円>

なお、清算の完了をもって、三重県RDF運営協議会で決議された事項への対応が全て完了したことから、令和4年3月29日に総会を開催し、同協議会の解散について協議することとしています。

Ⅱ 「RDF焼却・発電事業の総括」中間報告書(案)について

1 経緯

「RDF焼却・発電事業の総括」については、令和3年12月に開催された防災県土整備企業常任委員会及び環境生活農林水産常任委員会で中間報告書(原案)の報告を行いました。この原案に対する意見をふまえ、中間報告書(案)を取りまとめました。

2 中間報告書(案)

「中間報告書(案)の概要」は、別紙1のとおりです。「中間報告書(案)」は、別冊1のとおりです。

(1) 原案からの主な変更内容等

ア 県議会における議論と政策決定の経緯

「第2章 RDF焼却・発電事業の経緯」に、新たに「1(3) 県議会における議論と政策決定の経緯」の項を加え、県議会での議論の経緯および県の政策決定の経緯について記述しました。(別冊1 14 ページ)

イ 事業者選定や情報開示のあり方

「第4章 RDF貯蔵槽爆発事故の発生と対応」に、事業者選定にあたり安全面を評価項目として設定するべきだったこと、事故状況に関する情報開示に積極的であるべきであったことを追記しました。(別冊1 56, 66 ページ)

ウ 市町への影響と負担等

「第5章 事業の総括」に、市町へ与えた影響や市町の財政負担のほか、今後の市町との円滑なコミュニケーションなどについて追記しました。(別冊1 75 ページ)

(2) 今後のスケジュール(案)

【令和4年度】令和5年3月 常任委員会※(最終報告書(案)の説明)

※「防災県土整備企業常任委員会」及び「環境生活農林水産常任委員会」

RDF焼却・発電事業の総括 中間報告書（案）の概要

第1章 RDF焼却・発電事業の概要	第2章 RDF焼却・発電事業の経緯	第3章 RDF焼却・発電事業の検証																																																																	
<p>1 RDF化構想の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> RDF化構想は、市町村において可燃ごみを燃料化し、これを地域の様々な施設で利活用するとともに、広域で設置する発電所で高効率に利用することで「廃棄物の適正処理」や「ごみの持つエネルギーの有効活用」を図り、これにより「ごみ処理の広域化」や「資源循環型社会の構築」をめざしたものです。 <p>2 三重ごみ固形燃料発電所の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置場所：桑名市多度町力尾地内 発電出力：12,050kW、RDF処理能力：240t／日、売電電力量：約5,000万kWh／年 稼働期間：平成14年12月1日～令和元年9月17日（約16年10か月） <p>3 市町のRDF化施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 3町及び4一部事務組合（26市町村）が参画し、平成14年12月までに7つのRDF化施設が稼働しました。 <p>4 焼却灰の処理の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却灰は、県内の事業者において焼成処理し、セメント原料や路盤材などの土木資材として活用されました。 <p>5 RDF焼却・発電事業の主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設費（税込） <table border="1" data-bbox="160 1010 1032 1377"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">費用 (千円)</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>一般会計</th> <th>企業会計</th> <th>国庫補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却施設</td> <td>6,068,051</td> <td>4,827,559</td> <td>0</td> <td>1,240,492</td> </tr> <tr> <td>発電施設</td> <td>2,283,000</td> <td>208,000</td> <td>1,378,197</td> <td>696,803</td> </tr> <tr> <td>新RDF貯蔵施設</td> <td>794,279</td> <td>625,011</td> <td>0</td> <td>169,268</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>9,145,330</td> <td>5,660,570</td> <td>1,378,197</td> <td>2,106,563</td> </tr> <tr> <td>用地</td> <td>1,176,200</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,176,200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,321,530</td> <td>5,660,570</td> <td>1,378,197</td> <td>3,282,763</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> RDF焼却・発電の実績 <table border="1" data-bbox="160 1419 1032 1598"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RDF受入量</td> <td>752,764 RDFト</td> </tr> <tr> <td>発電電力量</td> <td>1,001,896,800 kWh</td> </tr> <tr> <td>供給電力量</td> <td>795,251,103 kWh</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業収支（税抜）[令和元年度決算時点] <table border="1" data-bbox="160 1640 1032 1734"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>収益(千円)</th> <th>費用(千円)</th> <th>収支(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稼働期間(H14～R1)</td> <td>21,514,153</td> <td>24,595,226</td> <td>△3,081,073</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 撤去費（税込）[令和3年12月時点での契約額] <table border="1" data-bbox="160 1776 1032 1997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>費用(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壌調査費</td> <td>6,829</td> </tr> <tr> <td>撤去設計費</td> <td>24,938</td> </tr> <tr> <td>撤去工事費</td> <td>1,609,520</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,641,287</td> </tr> </tbody> </table>	項目	費用 (千円)	内訳			一般会計	企業会計	国庫補助金	焼却施設	6,068,051	4,827,559	0	1,240,492	発電施設	2,283,000	208,000	1,378,197	696,803	新RDF貯蔵施設	794,279	625,011	0	169,268	小計	9,145,330	5,660,570	1,378,197	2,106,563	用地	1,176,200	0	0	1,176,200	合計	10,321,530	5,660,570	1,378,197	3,282,763	項目	実績値	RDF受入量	752,764 RDFト	発電電力量	1,001,896,800 kWh	供給電力量	795,251,103 kWh	項目	収益(千円)	費用(千円)	収支(千円)	稼働期間(H14～R1)	21,514,153	24,595,226	△3,081,073	項目	費用(千円)	土壌調査費	6,829	撤去設計費	24,938	撤去工事費	1,609,520	合計	1,641,287	<p>1 事業構築</p> <p>(1) RDF発電構想（平成2年度～平成6年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物は、その多くが焼却処分されており、地球環境の保全の観点から、ごみをできる限り資源として活用する必要がありました。 政府は、平成2年10月に「地球温暖化防止行動計画」を決定し、未利用エネルギーの有効活用を図ることや、廃棄物の焼却処理に伴う余熱の供給・発電を積極的に推進しました。 県内の14市町村・団体が、平成10年前後にごみ焼却施設の更新時期を迎えていました。 企業庁で、平成3年度からごみ焼却施設の余熱を利用した発電事業の検討を開始し、平成5年2月に「RDF発電構想」を公表しました。平成5年度から構想実現に向けて具体的な調査を行い、県環境局でも、市町村と調査検討を開始しました。 RDF発電所の建設候補地については、平成5年度から河芸町内や津市内での検討を行いました。調整がつかず、平成6年9月、RDF発電所の立地計画は一時凍結となりました。 <p>(2) RDF化構想への転換（平成7年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年度までの「発電ありき」の構想から、未利用エネルギーの有効活用や環境負荷の低減など環境政策の課題を解決する有効な方策として、環境政策の中にRDF化及び発電構想を「RDF化構想」として位置づけ、市町村とともに進めていくことを、平成7年5月に政策決定しました。 <p>(3) 県議会における議論と政策決定の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成5年2月に「RDF発電構想」が公表された際には、環境問題に視点を据え、ごみを未利用エネルギーとして活用するものとして、県議会から賛同する意見が多くあり、平成5年12月の商工労働企業常任委員会委員長報告では、「各局が協調し、格段の努力を払われるよう強く要望するものであります。」との意見が報告されました。 一方、平成6年3月の一般質問においては、市町村が処理責任を有する一般廃棄物に県が関わることや、公営企業である企業庁が実施することを懸念する意見などがありました。 県議会における様々な意見がある中、県は平成7年5月に、「RDF化構想」を政策決定しました。 平成8年3月の環境・防災対策特別委員会委員長報告では、「市町村との十分な連携のもとに対応されるよう要望するものであります。」との意見が報告されました。 一方、平成9年9月の代表質問では、海外での撤退事例を示すなどしてRDF事業への反対を表明する意見などがありました。 	<ul style="list-style-type: none"> このように、市町村の理解とコンセンサスを前提として事業を進めるべきという意見が多くある一方で、RDF化構想そのものへの反対意見もあるなど様々な議論が行われる中、RDF焼却・発電事業の施設整備予算が、平成11年3月に賛成多数で可決されました。 <p>(4) RDF焼却・発電事業の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年8月、桑名広域清掃事業組合から県のRDF発電所の併設要望があったことを受け、平成8年2月に発電所を同組合が設置するRDF化施設に併設することを決定しました。 当初は、平成10年前後にごみ処理施設の更新時期を迎える5市4町5組合の参加を想定していましたが、発電所建設地の決定が遅れたため参画市町村が減少し、平成14年12月稼働時点では、3町4組合の26市町村の参加となりました。 <p>2 RDF発電所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募型プロポーザル方式により事業者選定を行った結果、平成12年2月に富士電機(株)を受注予定者に決定しました。造成工事の完成の遅れにより、平成13年9月のRDF発電所の現地工事着手となり、平成14年11月に試運転を開始し、同年12月1日にRDF発電所が稼働しました。 <p>3 RDF貯蔵槽爆発事故</p> <ul style="list-style-type: none"> RDF発電所稼働後の平成15年8月19日、RDF貯蔵槽が爆発して消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生しました。 <p>4 RDF処理委託料の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> 構想段階では、発電による売電収入で運営経費を賄うこととしており、市町村には処理費用は無料と説明していました。 しかし、事業環境の変化により売電収入だけでは全体の運営経費を賄うことができなくなり、処理委託料を徴収することとなりました。 <p>5 事業期間の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月のRDF総務運営部会で、県から平成29年度以降、事業を行わないとの提案を行ったところ、市町からは不満が噴出しました。今後の対応を協議した結果、令和2年度末まで事業を継続することを決定しました。 桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成時期が早まることから、その対応を検討した結果、平成30年7月のRDF協議会総会で、令和元年9月を軸に新たなごみ処理体制に移行すること等が決議されました。 <p>6 RDF焼却・発電の終了</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月のRDF協議会総会決議を受けて、令和元年9月17日をもって、RDF発電所での焼却・発電は終了することとなりました。 	<p>1 事業構築面からの検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 県（企業庁）が事業主体となり当該事業を進めることで、一般廃棄物の処理責任を有する市町の業務に踏み込むことになり、一般廃棄物処理の役割について県と市町の間にあいまいな関係を生じさせてしまいました。また、事業収支の均衡が求められる企業庁と廃棄物行政を所管する環境生活部の役割分担の不明瞭さから、もたれあいの意識も存在していたことが考えられ、両部局を統括し、事業全体をマネジメントする仕組みが必要であったと考えられます。 当初無料としていた処理費用について、市町に負担を求めることとなったことは、電気事業法の改正やダイオキシン類特別対策が講じられるなどのRDF焼却・発電を取り巻く環境が大きく変化したとはいえ、県の将来見通しが甘かったといえます。 市町との合意形成については、市町との情報共有や理解を得るプロセスを経ていなかったことが、その後の県のRDF政策への不信感につながりました。 技術面においては、全国的にも初めての事業であることから、技術的な課題を解決しながら慎重に進めていくべきでしたが、事業を推進するための発電所の建設などが優先され、対応が十分ではありませんでした。 当初企業庁が提案した「発電ありき」の事業スキームが、環境行政として位置づけられた後も変わらず継続されていき、一般廃棄物処理に県が踏み込むにあたっての市町との責任分担、県における企業庁と環境生活部での役割分担、収支計画、合意形成プロセス、技術的な課題の解消などの大事な部分の詰めに甘さがあり、未成熟のまま事業が進められていきました。本事業は、新しい処理方式を導入した全国的にも初めての事業であり、市町と一体となって進めていく事業でもあったことから、事業スキームの慎重な検討が必要であったにも関わらず、事業として持続可能なスキームを作ることができなかったことは大きな反省点です。
項目			費用 (千円)	内訳																																																															
	一般会計	企業会計		国庫補助金																																																															
焼却施設	6,068,051	4,827,559	0	1,240,492																																																															
発電施設	2,283,000	208,000	1,378,197	696,803																																																															
新RDF貯蔵施設	794,279	625,011	0	169,268																																																															
小計	9,145,330	5,660,570	1,378,197	2,106,563																																																															
用地	1,176,200	0	0	1,176,200																																																															
合計	10,321,530	5,660,570	1,378,197	3,282,763																																																															
項目	実績値																																																																		
RDF受入量	752,764 RDFト																																																																		
発電電力量	1,001,896,800 kWh																																																																		
供給電力量	795,251,103 kWh																																																																		
項目	収益(千円)	費用(千円)	収支(千円)																																																																
稼働期間(H14～R1)	21,514,153	24,595,226	△3,081,073																																																																
項目	費用(千円)																																																																		
土壌調査費	6,829																																																																		
撤去設計費	24,938																																																																		
撤去工事費	1,609,520																																																																		
合計	1,641,287																																																																		

第3章 RDF焼却・発電事業の検証		第4章 RDF貯蔵槽爆発事故の発生と対応	
<p>2 事業経営面からの検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構想段階では、売電収入によりRDF焼却・発電事業の経費を賄えるとしていましたが、電気事業法の改正により売電価格が低下したこと、ダイオキシン類規制強化により灰処理費用が増加したこと、RDF発電所の建設地決定の遅れによる参加市町村の減少に伴いスケールメリットを生かせなかったこと等により、事業収支は開始当初から赤字となりました。また、RDF貯蔵槽爆発事故後は、RDFの品質管理体制の充実や現地職員の増員など、体制の拡充によってコストが増加することとなりました。 ・平成24年11月からは再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の適用を受け、売電収入が増加しましたが、収支が均衡するまでには至らず、稼働が終了した令和元年度時点でRDF焼却・発電事業の累積欠損金は約31億円となりました。 ・平成7年以降、電気事業制度について数度にわたり改革が行われ総括原価方式での売電が無くなる一方、廃棄物発電を含む再生可能エネルギーの導入促進も図られ、これらの影響から売電価格が大きく変動し、事業収支も大きな影響を受けることとなりました。 ・市町における新たなごみ処理施設の建設やごみ処理方式の変更には10年以上の検討期間を要する場合も多くあり、構想段階から計画・実施へ移行する際には、経営上のリスクに対して、どのように対応するのかを検討した上で、慎重な判断を行うべきでした。 <p>3 環境政策面からの検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RDF化構想時のねらいであった未利用エネルギーの有効活用、ダイオキシン類の削減、環境負荷の低減、資源循環型社会の構築及び立地対策等について、一定の成果が認められました。 ・一方、RDF化方式によるごみ処理のトータルコストは、焼却方式に比べて、約1.7倍となり、<u>市町にとって長期にわたる重い財政負担となりました。</u> 	<p>1 爆発事故の発生とその後の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RDF発電所稼働後の平成14年12月23日に、RDF貯蔵槽内のRDFが発熱・発火し、平成15年2月8日頃に鎮火されるという火災事故が発生し（以下、この火災事故を「第1次火災事故」という。）、次いで、同年7月20日以降にも、RDF貯蔵槽内のRDFが発熱・発火し、同年8月19日には、RDF貯蔵槽が爆発して消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生しました。（以下、この火災・爆発事故を「第2次火災・爆発事故」という。） ・第2次火災・爆発事故発生後に直ちにRDF発電所の運転を停止し、「ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会」での事故の背景や原因の調査報告などをふまえ、維持管理体制の見直し、施設の総点検及び安全運転のための改修、RDFの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備などの安全対策を行いました。 ・なお、平成18年6月に富士電機㈱に対し、損害賠償額の支払いを求める訴え（以下「RDF訴訟」という。）を提起し、平成27年4月に判決が確定しました。 <p>2 事故の要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RDF訴訟の判決において、以下の項目がRDF貯蔵槽火災・爆発事故発生の大きな要因と判断されました。 <ol style="list-style-type: none"> ①RDF貯蔵槽の設計不備 ②RDFの性状不良 ③RDFの大量保管 ④第1次火災事故後の不十分な再発防止の取組 <p>3 検証</p> <p>(1) RDF貯蔵槽の設計不備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度から7年度にかけて実施したNEDO調査報告書の長期貯留試験の結果を真摯に検討すれば、大量のRDFを長期間貯蔵する際に、発酵発熱を呈する可能性がないと評価できるような試験結果であったとは認められないものでした。したがって、RDF貯蔵設備の実機的设计・施工にあたっては、これらのことを十分にふまえ、受注者である富士電機(株)が対応する必要があり、企業庁もこれを指示するべきでした。 ・RDF焼却・発電事業に取り組むのは全国的にも初めてのことであることから、RDFの自然発火性を含め、性状の標準化が十分になされていない時点での事業化は、より慎重に安全性を見極めてから行うべきでした。 ・プロポーザル方式による性能発注方式では、設計と施工が同一事業者により実施され、事前に価格が決定してい 	<p>ることから、受注者は工事コストを極力削減するような設計を行う可能性も考えられます。これが過度になる場合は、品質の低下（契約の要求性能未達成）や安全性の低下等につながる設計が行われる恐れがあり、発注者はこれを防止する必要がありましたが、企業庁が行った安全性の確認は不十分なものでした。また、受注者を選定するにあたっては、<u>安全性が重視されておらず、発注者の行う技術審査の重要な目的として、安全性の確保に十分配慮した審査を行うべきでした。</u></p> <p>(2) RDFの性状不良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業庁は、搬入されるRDFの性状について関係市町等と協議を進めてきましたが、発電所の稼働当初、関係市町等が製造するRDFは性状不良のものが多く含まれていました。RDFの受入基準や搬入されるRDFが基準を満たさない場合の処置等について、稼働開始時から関係市町等と緊密な連携を取ったうえで、定めておくべきでした。 <p>(3) RDFの大量保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の排出に対する規制強化への対応から、平成14年12月1日に発電所を稼働してRDFを受け入れる必要がありましたが、<u>造成工事の遅れなどにより十分な試験調整・試運転の期間が確保できなかった</u>だけでなく、稼働開始直後はボイラ1台運転であり、施設トラブル等でRDFの処理が滞ることとなりました。 ・RDFの大量保管は第2次火災・爆発事故発生時点でも解消されておらず、発注者として事業全体の進捗管理に問題がありました。また、RDF発電所のトラブルによる長期停止など、不測の事態に備え対応策を事前に検討すべきでした。 <p>(4) 第1次火災事故後の不十分な再発防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次火災事故後には、RDFに発熱発火の危険性や貯蔵槽の監視設備や防災設備に不備があることは明らかとなっており、<u>設備改修及びRDF搬入量調整等の再発防止策について、発注者として、また施設の設置者として果たすべき責務を、企業庁が十分に果たせていません</u>でした。 ・RDFの大量保管を解消するとともに、第1次火災事故の原因究明に基づく施設改修を行い、安全・安定的な施設の稼働を実現することが最も重要であったにも関わらず、日々、搬入されるRDFの処理に対応する中で、安全に対する優先順位が相対的に低下していったことは、重大な判断の誤りでした。 	<p>(5) 事故につながった背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>火災発生の事実の発覚を避けるような対応など、企業庁が情報開示に積極的でなかったことについては、裁判所から厳しい判断が示されました。</u> ・<u>RDFの発熱・発火事故を防止するためには、事故状況を積極的に情報発信し、全国規模で関係機関、学識経験者などの協力を求めながら、原因究明をする必要がありました</u>が、<u>情報発信は適切に行われておらず、このことがRDFの性状や適正な保管についての注意喚起を遅らせ、発熱・発火のメカニズムを解明し、事故防止に向けた契機とすることができませんでした。</u> <p>4 貯蔵槽爆発事故後の対応</p> <p>(1) 市町のごみ処理への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町から日々発生するごみ処理に対応するため、「市町村ごみ処理対策本部」を設置し、発生量、保管量などの情報把握、受け入れ体制の確保、調整を行いました。 ・その中で、関係市町に近隣の市町でのごみ処理や稼働停止していた施設の再稼働を強いることとなりました。 <p>(2) 体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員の配置や品質管理など体制が不十分であったことを反省し、事故後は体制の拡充を行いました。 <p>(3) 三重ごみ固形燃料発電所危機管理マニュアルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働時に制定した三重ごみ固形燃料発電所保安規程に加え、危機管理マニュアルを整備しました。 <p>(4) RDFの性状改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」を制定し、同規程に基づきRDFの品質管理を行いました。 <p>(5) 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の安全確保及び環境保全に資するため、平成16年3月31日に、学識経験者、地域住民、消防、市町村及び県で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を設置しました。 <p>(6) 新RDF貯蔵施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して安定的にRDFを処理するために、三重県が設置した「三重ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会」の最終報告書、経済産業省原子力安全・保安院の「ごみ固形燃料発電所事故調査ワーキンググループ報告書」等における発熱・発火・爆発のメカニズムや事故原因の推定についての報告をふまえた新RDF貯蔵施設の整備を平成17年3月から進め、平成18年8月29日から運用を開始しました。

第5章 事業の総括

平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消火作業中の消防職員2名が殉職される事故が発生したことは、痛恨の極みであり、この痛ましい事故が発生した事実を決して風化させることなく、事故の反省と教訓を、今後の施策推進に生かしていかなければなりません。

この爆発事故は、様々な場面において、安全性を重視する意識の欠如が原因で発生したものでした。

RDFの性状については、当初からRDFの受入基準等を定めておくべきであり、事業者の選定にあたっては、安全性の確保を重要な目的として、技術審査を行うべきでした。また、事業の進捗が遅れる中、平成14年12月1日のRDF発電所の稼働日にこだわり、十分な試験調整・試運転期間を確保せず、トラブルの頻発によりRDFの大量保管が発生してしまいました。

最も問題があったのは、第1次火災事故後の対応でした。第1次火災事故後の原因調査の実施、再発防止策の実行、設備改修及びRDF搬入量調整等は、安全性を確保するための重要事項であったにもかかわらず、その優先順位を相対的に低下させてしまったことは、施設の設置者としての重大な判断の誤りでした。また、第1次火災事故の際に、発火が確認されたにも関わらず、「異常発熱が認められた」と公表するに止めていたことなど、企業庁が情報開示に積極的でなかったことで、RDFの性状や適正な保管についての注意喚起を遅らせ、発熱・発火のメカニズム解明の契機とすることができなかったことは大きな反省点です。

さらに、事業の運営に際し、県と受注者の役割分担が明確でなく、事故原因の究明や発熱時の的確な対応ができなかったことも大きな誤りでした。

一方、市町においては、爆発事故後も日々発生するごみ処理に対応する必要があり、近隣の市町や他県へのごみ処理の依頼、あるいは稼働停止していた施設を再稼働させることになるなど、多大な負担をかけてしまいました。

RDF焼却・発電事業は、全国的にも初めての試みであり、事業構想段階から技術的な検証を積み上げ、一つひとつ着実に課題を解決しながら進めていくべきでした。しかし、ダイオキシン類の規制強化が始まる平成14年12月の稼働開始にこだわり、安全の確認等がおろそかになっていました。

試験調整・試運転期間を十分に確保できないことにより施設トラブルが多発していたタイミングや、第1次火災事故後から第2次火災・爆発事故までの間など、立ち止まって運営体制や発電所の設備などについて改めて見直すべきでしたが、危機管理の大原則である、最悪の事態を想定したシナリオを検討せず、課題の解決を疎かにしたことが、その後の大事故につながってしまいました。

事業構築や事業運営をしていく中では、県が市町に事業への参画を呼び掛ける場面において、市町は県の説明内容等を判断材料とし、環境政策上の観点や地域の実情をふまえ、参画の可否を総合的に判断する必要がありますが、本事業においては、県の提示した情報が一部正確性を欠くものでした。

特に、発電所建設地の決定の遅れにより、構想段階において想定していた規模の市町村の参画が見込めず、電気事業法の改正などにより収支見通しが厳しくなってもなお、県はこれまでの事業スキームを見直すことなく事業を進めていきました。その結果、無料としていた処理委託料が、運用開始時点から有料となり、さらには年々上昇していくこととなるなど、市町にとっては大きな財政負担となりました。県においても、本事業の累積欠損金は、最終的に約31億円にまで膨らむこととなりました。

また、市町にとって不満が大きかったのは、稼働後すぐの事業終了の提案でした。市町における新たなごみ処理施設の建設やごみ処理方式の変更には多大な労力が必要であり、10年以上の検討期間を要する場合も多く、また、施設稼働後は、通常20年から30年運用していますが、RDF発電所が稼働してわずか5年後の平成19年に、県から一方的に事業終了の提案したことは、関係市町に対する配慮を欠くものであり、県に対する不信感を増幅させることとなりました。

さらに、市町、企業庁、県環境生活部での役割分担、合意形成プロセスなどの重要な部分において詰めに甘さがあり、未成熟のまま事業が進められていった結果、事業を続けていくことが困難となりました。県が、事業として持続可能なスキームを作ることができなかったことは、大きな反省点です。

環境政策面を検証する中では、RDF化方式によるごみ処理のトータルコストは、焼却方式によるものと比べて約1.7倍となり、市町にとって長期にわたる重い財政負担となりました。

県は、今回の数々の反省と教訓を生かし、今後、県として施策を推進していく際には、まずは「安全」を全ての判断基準の根底に位置づけ、「安全」を最優先とする取組を進めていきます。

また、県にとって重要なパートナーである市町とは、適切な情報共有や円滑なコミュニケーションのもとで信頼関係を構築し、施策を推進していかなければなりません。

市町の新たなごみ処理体制の構築に際しては、各市町等による検討会への参画などを行い、持続可能な仕組みとなるように、市町に寄り添った技術的な支援を行ってまいります。

また、処理委託料についての説明や事業期間に関して市町への配慮が足りなかったなど、市町とのコミュニケーション不足であったことをふまえ、今後は市町をはじめとした多様な主体とのパートナーシップを強化し、循環型社会の実現に向け、これまでの3R（Reduce、Reuse、Recycle）にRenewable（再生可能資源への代替）を加えた廃棄物の「3R+R」の促進及び廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組んでいきます。

これらの取組については、ごみゼロ社会の実現に向けた施策と併せて、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」として新たに策定したところであり、温室効果ガスの削減などを通じて、地域資源を最大限活用し自律分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」の構築に向けた取組を進めていきます。

Ⅲ 三重県企業庁経営計画改定に係る最終案について

1 経緯

三重県企業庁経営計画の改定については、令和3年12月に開催された防災県土整備企業常任委員会で中間案の報告を行った後、パブリックコメント及び受水市町・工業用水ユーザー等への意見照会を実施しました。その後、令和4年2月に開催した「令和3年度第2回三重県企業庁経営懇談会」において説明を行い、最終案を取りまとめました。

2 パブリックコメント及び市町・ユーザー等への意見照会の結果について

最終案の取りまとめの際の参考とするため、「三重県企業庁経営計画の改定（中間案）」について、令和3年12月20日から令和4年1月18日まで、県民及び受水市町・工業用水ユーザー等に対して意見を募集したところ、18件（県民7件、受水市町6件、工業用水ユーザー5件）のご意見をいただきました。

いただいたご意見とそれに対する県の考え方については、**別紙1**のとおりです。

（参考）ご意見の事業別件数と対応区分 (件)

事業別 \ 対応区分	反映する	反映済み	参考にする	反映は難しい	計
水道事業	0	4	4	3	11
工業用水道事業	0	2	3	1	6
その他	0	1	2	0	3
計	0	7	9	4	20

※1つのご意見に対して複数の対応が必要となるものがあるため、対応区分総数は20件となっています。

3 三重県企業庁経営計画の改定（最終案）について

「三重県企業庁経営計画の改定（最終案）の概要」は、**別紙2**のとおりです。

「三重県企業庁経営計画の改定（最終案）」は、**別冊2**のとおりです。

4 中間案からの変更点について

	該当箇所	変更概要
1	P3 第2章 経営の基本 4 経営にあたっての行動基軸	<ul style="list-style-type: none"> 新たな行動基軸として、 ○安全・安心 ・安全・安心を事業運営の判断基準の根底に置きます。 を追加
2	第3章 各事業の現状と課題 1 水道用水供給事業 P10 (ウ) 風水害対策	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者が設定する浸水想定区域の追加に伴い、施設数を修正 (旧) 9施設 → (新) 10施設 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある施設の基本検討の結果をふまえ、対策が必要となる施設数を修正 (旧) 12施設 → (新) 9施設

	該当箇所	変更概要
3	2 工業用水道事業 P22 (ウ) 風水害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある施設の基本検討の結果をふまえ、対策が必要となる施設数を修正 (旧) 9施設 → (新) <u>7施設</u> なお、<u>土砂災害警戒区域内にある施設については対策が不要であることを確認</u>
4	第4章 事業別の展開 1 水道用水供給事業 P39 (3) 成果指標 指標「調整池の耐震化率」における、令和4年度、5年度、8年度の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・施設改良計画の見直しに伴い修正 令和4年度：(旧) 64.3% → (新) <u>71.4%</u> 令和5年度：(旧) 64.3% → (新) <u>71.4%</u> 令和8年度：(旧) 71.4% → (新) <u>85.7%</u>
5	P39 (3) 成果指標 指標「管路の耐震適合率」における、令和5年度～8年度の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・施設改良計画の見直しに伴い修正 令和5年度：(旧) 67.5% → (新) <u>67.7%</u> 令和6年度：(旧) 68.0% → (新) <u>68.4%</u> 令和7年度：(旧) 68.6% → (新) <u>69.1%</u> 令和8年度：(旧) 69.2% → (新) <u>70.0%</u>
6	2 工業用水道事業 P51 (3) 成果指標 令和4年度～8年度における「主要施設の耐震化率」の目標値 【成果指標の説明】 耐震化する施設数	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設において、耐震化の進捗管理をより正確に行うため、施設数の計上を変更 【目標値】 令和4年度：(旧) 78.7% → (新) <u>77.6%</u> 令和5年度：(旧) 80.9% → (新) <u>79.6%</u> 令和6年度：(旧) 85.1% → (新) <u>81.6%</u> 令和7年度：(旧) 91.5% → (新) <u>87.8%</u> 令和8年度：(旧) 93.6% → (新) <u>89.8%</u> 【耐震化する施設数】 (旧) 47施設 → (新) 49施設
7	P39、P51 水道・工業用水道事業 (3) 成果指標 P65 各事業の展開を支える取組 (3) 活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度末時点の実績見込値を追記
8	P41～47 水道事業 P53～58 工業用水道事業 (4) 投資・財政計画 P59～60 電気事業 (3) 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・中間案時点では「修正中」であった部分について記載

5 今後のスケジュール (案)

令和4年3月 計画改定・公表

対応区分 ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。 ②反映済み：意見や提案内容が既に反映されているもの。 ③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。 ④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）
--

いただいたご意見等の取扱い ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。 ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。 ・ご意見の中に誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。 ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
--

No.	該当箇所	頁	意見の概要	種別	対応区分	意見に対する考え方
1	1 水道用水供給事業 カ 施設整備の状況 (ア) 耐震化	P8	水管橋について、他県の河川で水管橋の崩壊がありました。ランガータイプでメンテナンスや水道管の交換が非常に困難な構造となっています。本県も同じ構造がある場合、更新時にはこの点を改善するか、または、重要な水管橋については「緊急応急対象指針」を作成し、予め備えておいてはいかがでしょうか。	パブリック コメント	② 反映済み	当庁の水道用水供給事業における水管橋については、他県で落橋した水管橋と同様のランガー補剛形式水管橋が6橋あります。報道を受け、速やかに臨時点検を実施したところ問題はありませんでした。 水管橋の維持管理については、従来から点検基準を定め、月2回の巡視点検に加え、年1回の定期点検を実施しています。 また、鋼製である水管橋の鋼製部材の劣化を防止するには塗装が重要であるため、全水管橋の塗装塗替計画を策定し、点検等で確認された塗装の劣化状況も考慮しつつ、定期的な塗替えを実施するとともに、点検等で異常が確認された場合には、速やかに補修を行うこととしています。 なお、前述の水管橋の点検及び塗装塗替については、別途要領等を策定して維持管理を行っています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	種別	対応区分	意見に対する考え方
2	1 水道用水供給事業 イ 強靱な水道の構築	P14 P15	和歌山県における水管橋の落管事故を受けての対応について記載がありません。	受水市町	② 反映済み	<p>当庁の水道用水供給事業における水管橋については、他県で落橋した水管橋と同様のランガー補剛形式水管橋が6橋あります。報道を受け、速やかに臨時点検を実施したところ問題はありませんでした。</p> <p>水管橋の維持管理については、従来から点検基準を定め、月2回の巡視点検に加え、年1回の定期点検を実施しています。</p> <p>また、鋼製である水管橋の鋼製部材の劣化を防止するには塗装が重要であるため、全水管橋の塗装塗替計画を策定し、点検等で確認された塗装の劣化状況も考慮しつつ、定期的な塗替えを実施するとともに、点検等で異常が確認された場合には、速やかに補修を行うこととしています。</p> <p>なお、経営計画においては、主要施設全般の耐震化や老朽化対策について記載しているため、施設の一部である水管橋については個別に記述していませんが、水管橋の点検及び塗装塗替については、別途要領等を策定して適切に維持管理を行っています。</p>
3	1 水道用水供給事業 イ 強靱な水道の構築	P14 P15	北中勢水道用水供給事業の取水・導水施設の整備について、具体的な方向性が記載されていませんがどうでしょうか。	受水市町	② 反映済み	<p>北中勢水道用水供給事業（北勢系長良川水系・中勢系長良川水系）の取水・導水施設の整備の具体的な方向性については、P37に記載のとおり、受水市町や地元関係機関との連携を図り、令和7(2025)年度の供用開始に向け計画的かつ効率的な事業執行に努めていくこととしています。</p> <p>なお、具体的な整備方法については、現在、受水市町や地元関係機関と協議中であることから記述しておりません。</p>
4	2 工業用水道事業 (ア) 耐震化 (イ) 老朽化対策 (ウ) 風水害対策	P19, 48 P21, 48 P22, 49	企業のBCP（事業継続計画）の観点より、耐震化、老朽化対策、風水害対策、安定化工事等、極力早期に実施して頂きたい。	工業用水 ユーザー	② 反映済み	<p>施設の耐震化や老朽化対策等を早期に実施することは安定供給の観点から重要と考えています。これらの投資は料金に影響を及ぼすことから、アセットマネジメントの手法を活用して、今後40年程度の施設の更新需要や収支見通しのもと、健全な事業運営を確保しつつ、効率的・効果的に実施してまいります。</p>

No.	該当箇所	頁	意見の概要	種別	対応区分	意見に対する考え方
5	2 工業用水道事業 ア 強靱な工業用水道の構築	P25	「強靱な工業用水道の構築」の項に記載されていることなどを、しっかり実行して頂くことにより、いかなる大災害時においても、安定した工業用水の供給を切にお願いします。	工業用水ユーザー	② 反映済み	「三重県企業庁経営計画」の改定（中間案）では、引き続き、耐震化や老朽化対策等を進めるとともに、近年、全国で多発している浸水や土砂災害、長時間停電への備えとして風水害対策を新たに追加し、より一層、工業用水の安定供給に向けて取り組んでまいります。
6	4 各事業の展開を支える取組 ア 経営基盤の強化 （イ）人材育成・技術継承（P31） 1 水道用水供給事業 イ 健全な事業運営の持続 （オ）官民連携（P50）	P31 P50	あくまでも民間委託は維持管理委託です。それ故、災害や不意の事故対処の責任は官側にあります。あらゆる手段でその責任を果たせるよう官の人材育成をしてください。 職員の職務意欲や技術低下を招いてはなりません。	パブリックコメント	② 反映済み	災害や不慮の事故等への対応を含めた事業全体の事業者責任は当庁が負っています。 このため、庁内の人材育成は重要と考えており、「三重県企業庁人材育成方針」では、企業庁職員のめざすべき姿を「技術力を十分発揮し、組織力で水道及び工業用水の安全で安心、安定した供給に資することができる職員」とし、組織全体でOJTを通じて人材育成に取り組んでいます。
7	1 水道用水供給事業 カ 施設整備の状況 （ウ）風水害対策	P10	非常用発電設備について、72時間運転するには発電機容量にもよりますが、燃料貯蔵量の問題が発生すると思います。貯蔵量は可能ですか。	パブリックコメント	③ 参考にする	非常用発電設備を72時間運転するため、非常用発電設備の更新時に燃料貯蔵タンクの容量を増量するなどの対策を進めていきます。 なお、現在は、非常用発電設備を24時間程度運転できる燃料を貯蔵しています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	種別	対応区分	意見に対する考え方
8	2 工業用水道事業 イ 健全な事業運営の維持	P25	平成30年度に料金が値上げされており、当社の事業運営に負担となっていることから、「既存ユーザーとの対話による相互理解を図りながら、料金の適正化など、合理的な運営のための具体的な方策を検討していく必要があります。」の文章に「料金の値下げも含めた」を追加して、「既存ユーザーとの対話による相互理解を図りながら、料金の値下げも含めた料金制度の適正化など、合理的な運営のための具体的な方策を検討していく必要があります。」に改めて頂きたい。	工業用水ユーザー	③ 参考にする	<p>中伊勢工業用水道事業では、ユーザーの工業用水の使用廃止に伴い契約水量が大幅に減少したことにより、事業収支の悪化が見込まれ、健全な事業運営を継続することが困難と判断されたことから、全ユーザーに事前に説明の上、やむを得ず、平成30年4月に料金を値上げさせていただきました。</p> <p>工業用水道の料金は、「工業用水道料金算定要領」（経済産業省）に基づき総括原価方式により算定しているところであり、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、引き続き、費用の縮減や平準化等に取り組み、料金の値上げ抑制に努めてまいります。</p>
9	3 電気事業（全般）	P26	<p>RDF焼却・発電事業について、新規の公共事業を行う場合、官も民も特に新規プラントでは経済比較や維持管理面で疎いところがあり留意する必要があります。</p> <p>初めての事業は設備のディープ・インベスティゲーションとテクニカル・インサイトが大切です。</p> <p>今までの経験は今後の水道事業や新規事業にも生かしてください。</p>	パブリックコメント	③ 参考にする	<p>RDF焼却・発電事業について、事業を開始する段階で、設備面、安全面、経済面での検討や予測が十分でなかったことは大きな反省点でした。</p> <p>現在、RDF焼却・発電事業の総括を進めており、改めて事業全体の検証を行うとともに、反省と教訓を取りまとめ、今後の事業運営に生かしていきたいと考えています。</p>

No.	該当箇所	頁	意見の概要	種別	対応区分	意見に対する考え方
10	4 各事業の展開を支える取組 ア 経営基盤の強化 (ウ) 危機管理	P32	「みえ水道ボランティア」について、昨今の労働力人口減少、技術継承、技術者不足に対処するため、退職者で健康、かつ労働意欲のある人はテーマを設定して積極的に再雇用することが日本の再生です。	パブリックコメント	③ 参考にする	<p>当庁において適切に技術を継承していくことは、喫緊の課題であると認識しています。</p> <p>現在、県では、定年退職する職員のうち希望する職員について、長年培った能力・経験を有効に発揮できるよう再任用制度を設けているほか、令和5年度からは段階的に定年が延長される見込みです。これらの制度を適切に運用することにより、技術継承できるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、「みえ水道ボランティア」は、当庁に関する知識・経験を有する退職者が、大規模地震等発生時の応急対策活動をボランティアとして支援することにより、早期の復旧等を図ることを目的としており、この制度についても、引き続き、運用してまいります。</p>
11	1 水道用水供給事業 (ウ) 広域連携	P38	三重県水道基盤強化協議会において、企業庁と受水市町の抱える課題を共有し、市町の施設統廃合に伴い自己水源から県水への転換による水道のトータルコスト低減も含め・・・との記載がありますが、安定供給を行うためには複数水源の確保や管網整備によるバックアップが重要であることから、県水への転換を促進していくのであれば、中長期的に受水市町へ安定供給が可能となるようバイパス管路網の整備など県水の運用状況を踏まえ受水市町と連携して取り組む旨を記載してはどうでしょうか。	受水市町	③ 参考にする	<p>自己水源から県水への転換や安定供給の観点からの複数水源の確保については、当該市町が抱える課題やその市町の意向が重要と考えます。また、用水供給事業と市町水道事業との支援連絡など管網整備については、費用面に加え各々の水圧差や連絡管の管理などの課題もあり、これも市町の意向が重要であり具体的な議論には至っていません。</p> <p>今後、「三重県水道基盤強化協議会」における広域連携の協議の中で、要望のある受水市町や当該事業の関係受水市町と連携して取り組んでいくものと考えており、現時点で具体的な記述はしていませんが、P38に幅広い観点で受水市町と連携して取り組むことを記載しています。</p>
12	1 水道用水供給事業 ウ 健全な事業運営の持続 (ウ) 広域連携	P38	県内の水道事業の水源は、多河川、湖沼、深井戸、伏流水等多岐にわたります。 それぞれ市町の地域環境の独自性を生かし、かつ、市町の財政力を考慮し対処してほしい。 おいしい水が一番です。	パブリックコメント	③ 参考にする	<p>広域連携については、県が設置し、県内の市町と当庁も参画する「三重県水道基盤強化協議会」において、それぞれの市町の水道事業の状況や意見を十分聞きながら検討を進めているところであり、当庁としても、関係市町と十分議論を行いながら進めていきたいと考えております。</p>

No.	該当箇所	頁	意見の概要	種別	対応区分	意見に対する考え方
13	2 工業用水道事業 (エ) 料金制度の最適化	P50	<p>「一部ユーザーからは節水努力が料金に反映できるよう、従量制などへの料金制度の見直しが求められています。こうしたことから、ユーザーとの意見交換を行いながら健全かつ安定した事業運営を確保したうえで新しい料金の仕組みについて検討を行います。」とあるが、いつどのように検討を行うのか具体案を示して頂きたい。</p> <p>当社では、製法や設備の変更、節水等の自助努力を重ね、使用水量が著しく減少しているにもかかわらず、契約の都合上、契約水量の変更ができない状況にあり、固定費を押し上げる要因となっている。</p> <p>このような現状を踏まえ、より公平性の高い料金制度の導入を切に希望する。</p>	工業用水ユーザー	③ 参考にする	<p>当庁の工水料金は、現在も責任水量による単一料金制を採用している事業体が大半を占める中、平成2年度から、基本料金と使用料金からなる二部料金制を導入しています。この制度は、「工業用水道料金算定要領」（経済産業省）に基づく総括原価方式による算定を基本としつつ、5月～10月と、11月～4月のそれぞれの期間で、休止水量をお申込みいただくことにより、使用料金部分の負担を軽減する制度となっています。</p> <p>「(エ) 料金制度の最適化」につきましては、今後とも、継続的に取り組むべき課題として、全国における料金制度の動向を調査するとともに、ユーザーの皆さまのご意見もいただきながら、引き続き、検討を進めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、当庁では、平成2年度から平成17年度に掛けて6回の集団減量（契約水量合計285,000m³/日の減）を実施し、契約水量と実給水量のかい離の大きなユーザーの料金負担を軽減してきました。</p> <p>また、その後のさらなる契約水量の減量要望に対して、事業収支に影響を与えず、将来にわたり継続的に取り組むことができる減量方針として、“施設整備を必要としない増量契約があった場合に、一定条件のもとでこれを減量配分する「ウェイトングリストによる基本使用水量の減量方針”を打ち出し、平成27年度から運用を開始したところです。（令和3年3月末現在、契約水量合計3,090m³/日の減）</p>

No.	該当箇所	貢	意見の概要	種別	対応区分	意見に対する考え方
14	1 水道用水供給事業 全般	-	<p>近年、全国各地で発生している自然災害により、浄水場や配水管等が被害を受け、大きな影響を与えていることは最近よく目にいたします。生命に関わるパイプラインが損なうことは、住民生活や経済活動に深刻な打撃を与えることから、必要な対策を進めることは大事であると感じております。</p> <p>この経営計画の改定に伴い、水道用水供給事業の次期料金改定においてどれ程影響があるのかどうかを早いうちに各関係市町に周知いただきたいと思っております。</p> <p>また、受水市町においても人口減少に伴う水需要の低下やそれに伴う給水収益の減少等、経営は厳しさが増している一方、老朽化した水道管の更新や耐震化対策等多額な投資も必要であります。各受水市町の水道事業の厳しい状況を理解していただき、内部留保資金の活用や、ダウンサイジングを踏まえた更なる取り組みをお願いいたします。</p>	受水市町	③ 参考 にする	<p>水道用水供給事業における投資計画は、現行の経営計画における投資計画の範囲内としているため、今回の改定において、大きな変更はない見込みです。</p> <p>受水市町の水道事業と同様に、当庁においても浄水場や管路などの施設の耐震化や、電気・機械設備の老朽化対策などが喫緊の課題となっており、さらには、近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な被害状況をふまえた水道施設における浸水対策、土砂災害対策の検討及び長時間停電対策も実施していく必要があります。</p> <p>こうした状況の中、施設改良に要する資金の財源には、可能な限り内部留保資金を充当し、企業債の発行を抑えて、支払利息の低減を図ることなどにより、料金の抑制に努めているところです。</p> <p>今後も、既存施設のダウンサイジングをふまえた施設更新などを含め、受水市町と課題を情報共有し、しっかりと協議をさせていただき、持続可能な経営を確保しつつ中長期的な料金の抑制に向け、取り組んでいきたいと考えております。</p>

No.	該当箇所	頁	意見の概要	種別	対応区分	意見に対する考え方
15	1 水道用水供給事業 イ 給水量の推移	P5	施設利用率49%とありますが、余剰施設の将来有効活用の展望はありますか。	パブリック コメント	④ 反映は 難しい	<p>水道用水供給事業の施設は、受水市町から県に申し込まれた最大使用水量に基づき当庁が整備し、契約を締結しているため、当庁はその契約水量を給水する必要があります。</p> <p>今後、「三重県水道基盤強化協議会」の中で、受水市町の自己水源から県水への転換など、受水市町と連携して県水の有効活用についても検討をしていきます。</p> <p>なお、水道の使用量は、季節や時間帯によっても変動することから、安定的に水道水を供給するためには、想定される最大使用量を満足する施設の能力が必要となります。</p> <p>また、施設利用率は、年間における1日あたりの平均給水量を1日あたりの施設能力で除して算出していますが、現在の1日あたりの施設の最大稼働率は、各事業・各水系で違いはあるものの約50～75%となっており、時間あたりの最大稼働率はこれをさらに上回る状況にあります。近年では、受水市町の自己水源の更新工事や水質悪化などにより一時的に県水に依存される例もあり、1日あたりの最大使用水量が施設能力の限界に接近する場合があります。</p>

No.	該当箇所	頁	意見の概要	種別	対応区分	意見に対する考え方
16	1 水道用水供給事業 (エ) 内部留保資金の推移(3行目後半)	P13	令和2(2020)年度末には約111億円となっています。との記載がありますが、一般会計への貸付金1,600百万円も内部留保資金の中から貸付しているものであり、約127億円とすべきではないでしょうか。 11,125百万円+1,600百万円=12,725百万円	受水市町	④ 反映は難しい	当庁では内部留保資金の算定式を「内部留保資金=(流動資産-貯蔵品)-(流動負債-企業債(1年以内に償還期限の到来するもの))」と定義しており、これに基づいて算定した金額を内部留保資金としていることから、一般会計貸付金は内部留保資金に含めていません。 しかしながら、一般会計貸付金は内部留保資金から貸し付けたものであるため、「内部留保資金の推移」のグラフに内部留保資金と併せて、一般会計貸付金の金額を表示しております。
17	2 工業用水道事業 (エ) 料金制度の最適化	P50	弊社は、使用水量よりも休止水量が多く、結果的に工水を倍近い値段で購入しており、契約枠と実使用料の乖離が大きく事業存続上の大きな問題と捉えている。 以前より検討頂いているが、改めて「契約締結から一定年数経過した事業者への契約枠の見直し」「契約枠と実使用料の乖離の大きな事業者への内部留保金の還元」等を検討願いたい。	工業用水ユーザー	③ 参考にする ④ 反映は難しい	「(エ) 料金制度の最適化」に関するご意見につきましては、No.13のご意見への回答と同様、継続的に取り組むべき課題として、ユーザーの皆さまのご意見も伺いながら、引き続き、検討を進めてまいります。 また、内部留保資金の取扱いにつきましては、大規模災害時に、収入が見込めなくなった場合でも事業運営に支障をきたすことのないよう「営業収益の1年分の額程度」を確保した上で、これを超えるものについては、施設の耐震化や老朽化対策等の財源として活用し、企業債の発行を抑えて、支払利息の低減を図ることなどにより、料金の抑制につなげることで還元してまいりますので、ご理解をお願いします。

No.	該当箇所	貢	意見の概要	種別	対応区分	意見に対する考え方
18	水道事業の経営状況全般	-	<p>P11～P13にかけての財務状況から、収益的収入は当初計画を毎年約4億円程度上回る状況であり、長期債務は計画どおり減少しています。一方、内部留保資金は当初計画を大きく上回る残高を有し、経営状況は超優良と評価できます。その上で、P32 4各事業の展開を支える取組（1）取組状況 ア経営基盤の強化（エ）資金・資産の管理・活用で、内部留保資金の適正保有額に留意しつつ各事業の財源を調整し、効率的・計画的な財務運営を行っていく旨記載し、（オ）経営品質の向上では、市町やユーザーのニーズの的確な把握に努めるとしています。</p> <p>これを受けて、P35以降、第4章事業別の展開 1水道用水供給事業と続きますが、その中では内部留保資金の適正保有額を示さず、また、長期債務残高の目安も示さないなど財務状況の今後の方向性について全く記載がありません。投資財政計画が修正中のため真意のほどがわかりませんが、現世代と将来世代の負担の公平性の観点から企業債残高の考え方や内部留保資金の適正保有額は示すべきであると考えますがいかがでしょうか。</p> <p>さらに市町からのニーズはユーザーである県民の意向であることを十分認識され、料金の低減に積極的に取り組む旨記載してはどうでしょうか。</p>	受水市町	<p>④ 反映は難しい</p> <p>② 反映済み</p>	<p>当庁では、内部留保資金と企業債発行の考え方について、経営計画と関連する個別方針と位置づけている「三重県財務運営方針」において定められており、その方針に基づき、経営計画「第4章事業別の展開」における「投資・財政計画」を策定しています。</p> <p>経営計画の中では、「三重県財務運営方針」における内部留保資金と企業債発行の考え方を示しておりませんが、内部留保資金の維持すべき水準については、大規模災害時に、収入が見込めなくなった場合でも事業運営に支障をきたすことのないよう「営業収益の1年分の額程度」を確保すると定めています。</p> <p>企業債発行の考え方については、企業債残高の目安は設定しておりませんが、発行にあたっては「毎年度の発行額を償還額以内とすることを原則とし、一時に多額の投資を計画する年度においてはこの限りではない」と定めています。</p> <p>また、P38の広域連携で記載のとおり、水道料金の抑制については、「三重県水道基盤強化協議会」において、水道のトータルコストの低減を含め、幅広い観点で、中長期的な料金の抑制に向け、受水市町と連携して取り組むこととしています。</p>

○三重県企業庁経営計画の改定（最終案）の概要 水道用水供給事業

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開										
<p>【現状】 （事業の概要） ・北中勢及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営 ・県内29市町のうち18市町に水道用水を供給 ・給水能力は日量429,366m³で、県全体の水道使用量の約30%を供給</p> <p>（給水量・料金の状況） ・給水量実績は概ね横ばい傾向 ・施設利用率は全体で約49% ・内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化 ・給水原価は、全国平均と比較すると高い状態</p> <p>（施設管理・整備の状況） ・効率的な施設管理のため、浄水場の運転を遠方監視制御するとともに、浄水場に職員を配置したうえで運転管理等の業務を個別に民間委託 ・活性炭処理設備の整備が完了 ・浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化を計画的に実施 ・主要施設の浸水、土砂災害及び長時間停電への対策の検討を推進</p> <p>（水質管理の状況） ・水質管理情報センターへ水質担当職員を集約し、水質管理や調査・研究の体制を強化</p> <p>（財務の状況） ・損益は黒字基調で、令和2年度末の累積欠損金なし ・計画的な施設改良を実施する一方で、その財源に内部留保資金を充当することなどで、長期債務残高が減少 ・自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保</p> <p>【今後の課題】 ・県民の水道に対する様々なニーズや改定された水質基準への的確な対応 ・南海トラフ地震などの大規模地震、近年多発する自然災害、設備の老朽化に伴う更新需要への対応 ・人口減少に伴う水需要減少の一方、施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続</p>	経営目標	経営目標達成に向けた取組								成果指標	
	<p>ア 安全でおいしい水の供給 (P35)</p>	<p>(ア) 適切な水質管理 (P35)</p>	<p>・水源から市町受水地点までの水質を的確に把握し水質検査結果を浄水処理工程にフィードバックしてきめ細かな浄水処理を実施</p>	<p>実績 見込値 R3</p> <p>目標値 R8</p>							
	<p>イ 強靱な水道の構築 (P36)</p>	<p>(イ) 水質管理の強化 (管理目標値の設定) (P36)</p>	<p>・県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質などについて、国の水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化</p>	<p>・水質基準適合率(%) <u>100</u> 100</p> <p>・総トリハロメタンの管理目標値達成度(%) <u>100</u> 100</p>							
	<p>ウ 健全な事業運営の持続 (P37)</p>	<p>(ア) 耐震化 (P36)</p>	<p>・浄水場の浄水処理施設の耐震補強工事を計画的に実施 ・主要施設である調整池の耐震化を計画的に推進 ・被害率の高い管路などを優先して、耐震管への布設替え ・老朽化に伴う更新に合わせ耐震管への布設替え</p>	<p>・カビ臭物質*の管理目標値達成度(%) <u>100</u> 100 ※ジェオスミン及び2-MIBの2項目</p> <p>・臭気強度の管理目標値達成度(%) <u>100</u> 100</p>							
<p>【今後の課題】 ・県民の水道に対する様々なニーズや改定された水質基準への的確な対応 ・南海トラフ地震などの大規模地震、近年多発する自然災害、設備の老朽化に伴う更新需要への対応 ・人口減少に伴う水需要減少の一方、施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続</p>	<p>(イ) 老朽化対策 (P36)</p>	<p>・電気・機械設備については、定期的な点検整備や劣化診断に取り組みつつ、効率的・効果的に更新</p>	<p>実績 見込値 R3</p> <p>目標値 R8</p>								
<p>イ 強靱な水道の構築 (P36)</p>	<p>(ウ) 施設の長寿命化 (P36)</p>	<p>・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえて、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕などを実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進</p>	<p>・浄水場浄水処理施設の耐震化率(%) <u>91.8</u> 100</p>								
<p>イ 強靱な水道の構築 (P36)</p>	<p>(エ) 風水害対策 (P37)</p>	<p>・施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、受水市町と情報を共有し計画的に対策を実施 ・長時間停電対策については、非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、設備の更新に合わせ適切に対応</p>	<p>・調整池の耐震化率(%) <u>64.3</u> <u>85.7</u></p>								
<p>イ 強靱な水道の構築 (P36)</p>	<p>(オ) 拡張事業（未整備分） (P37)</p>	<p>・長良川水系の取水・導水施設整備は関係者との連携を図り、計画的かつ効率的に事業を執行</p>	<p>・管路の耐震適合率(%) <u>65.8</u> <u>70.0</u></p>								
<p>イ 強靱な水道の構築 (P36)</p>	<p>(ア) アセットマネジメントによる適正な資産管理 (P37)</p>	<p>・施設・財政の両面で健全な水道を次世代に引き継ぐため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践</p>	<p>・設備の更新率(%) <u>51.6</u> 100</p>								
<p>イ 強靱な水道の構築 (P36)</p>	<p>(イ) 施設規模の適正化 (P37)</p>	<p>・施設更新にあたっては、水需要に応じた合理的な施設規模や配置などにより再構築</p>	<p>実績 見込値 R3</p> <p>目標値 R8</p>								
<p>イ 強靱な水道の構築 (P36)</p>	<p>(ウ) 広域連携 (P38)</p>	<p>・受水市町などと検討体制を構築し、事業統合に限らず、管理や施設の共同化など幅広い内容で検討</p>	<p>・給水原価(円/m³) <u>106.8</u> 115.0</p>								
<p>イ 強靱な水道の構築 (P36)</p>	<p>(エ) 官民連携 (P38)</p>	<p>・更なる効率的な事業運営に向け、性能評価発注などによる民間企業のノウハウ及び最新技術の活用について検討</p>	<p>・経常収支比率(%) <u>100</u> <u>100</u> <u>以上</u> <u>以上</u></p>								

投資・財政計画（収支計画）

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。
 ・受託工事に係る収益・費用及び予備費は除いています。
 ・確保水源に係る経費を含んでいます。
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

【参考】建設改良費（単位：百万円）
 H29～R2計：13,835 R3～R8計：29,937 総合計：43,772

(単位：百万円)

区分	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
収益的 収支	収益	8,976	8,933	9,039	8,978	8,895	8,902	8,903	8,893	8,894	8,866
	費用	8,576	8,594	8,868	8,606	8,740	8,865	8,732	8,765	8,859	8,882
	純損益	400	340	172	372	155	37	170	128	35	△16
資本的 収支	収入	1,008	333	2,086	2,725	2,089	518	1,653	4,918	377	1,604
	支出	5,693	5,193	5,573	6,877	5,734	6,617	8,234	8,960	4,085	5,176
	うち建設改良費	2,698	2,816	3,346	4,975	3,898	4,769	6,570	7,470	2,964	4,266
	資本的収支差	△4,685	△4,860	△3,487	△4,152	△3,645	△6,099	△6,580	△4,042	△3,708	△3,572
企業債残高	19,288	16,913	14,691	12,788	10,952	9,139	7,475	8,531	7,642	8,132	
内部留保資金	11,648	10,706	11,016	11,125	11,040	8,165	6,203	6,880	7,396	8,135	

○三重県企業庁経営計画の改定（最終案）の概要 工業用水道事業

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開																																																																																																																													
<p>【現状】 （事業の概要） ・北伊勢、中伊勢及び松阪工業用水道事業の3事業を運営 ・令和3年度当初で県内92社105工場に工業用水を供給 ・最大給水能力は日量911,500m³で、県全体の工業用水需要量の約6割を供給</p> <p>（給水量・料金の状況） ・給水量実績は僅かながら減少傾向 ・令和3年度当初の契約率は、北伊勢90%、中伊勢44%、松阪100% ・経済情勢の変化などにより、実際に使用する水量と契約水量がかい離 ・内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化</p> <p>（施設管理・整備の状況） ・浄水場の遠方監視制御、技術管理業務の包括的な民間委託を導入するとともに、導入後もその効果を検証し、委託範囲や委託期間の見直しを実施 ・浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化を計画的に実施 ・配水管の布設替えの際は現状の需要量に応じた適正な管径にするなど、施設規模を縮小 ・契約水量の増量に対応するため、加圧ポンプ所や配水池を整備する等、給水を安定化 ・主要施設の浸水、土砂災害及び長時間停電への対策の検討を推進</p> <p>（財務の状況） ・損益は黒字基調で、令和2年度末の累積欠損金なし ・計画的な施設改良を実施する一方で、その財源に内部留保資金を充当することなどで、企業債発行を抑制 ・自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保</p> <p>【今後の課題】 ・南海トラフ地震などの大規模地震、近年多発する自然災害、設備の老朽化に伴う更新需要への対応 ・施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続</p>	経営目標	経営目標達成に向けた取組									成果指標																																																																																																																			
	<p>ア 強靱な工業用水道の構築（P48）</p>	<p>（ア）耐震化（P48）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施設である浄水場の排水処理施設や配水池等について耐震化 ・重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路などについて、老朽化対策として実施する管路更新にあわせて管路を耐震化 	<p>実績見込値 R3</p> <p>目標値 R8</p>	<p>（イ）老朽化対策（P48）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替 ・老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要施設の耐震化率（%） ・浄水場の耐震化率（%） ・制水弁の更新率（%） 	<p>77.6</p> <p>89.8</p> <p>100</p> <p>100</p>	<p>（ウ）施設の長寿命化（P49）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえて、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕などを実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・管路の耐震適合率（%） 	<p>63.5</p> <p>66.9</p>	<p>（エ）風水害対策（P49）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、計画的に対策を実施 ・長時間停電対策については、非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、設備の更新に合わせ適切に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の更新率（%） ・給水障害発生件数（件） 	<p>43.4</p> <p>100</p> <p>0</p> <p>0</p>																																																																																																														
<p>イ 健全な事業運営の持続（P49）</p>	<p>（ア）的確な水需要の予測（P49）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ユーザーに対し定期的にアンケートを実施し今後の水需要を的確に予測 ・予測した水需要は、施設改良計画などに反映 	<p>実績見込値 R3</p> <p>目標値 R8</p>	<p>（イ）アセットマネジメントによる適正な資産管理（P50）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたって施設・財政の両面で健全で持続可能な工業用水道を実現するため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水原価（円/m³） 	<p>33.5</p> <p>35.4</p>	<p>（ウ）施設規模の適正化（P50）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水などの危機管理への対応なども考慮のうえ、総合的に必要な施設規模を検討し、適正規模で更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間給水量（百万m³） 	<p>215</p> <p>213</p>	<p>（エ）料金制度の最適化（P50）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーとの意見交換を行いながら健全かつ安定した事業運営を確保したうえで新しい料金の仕組みについて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率（%） 	<p>100以上</p> <p>100以上</p>	<p>（オ）官民連携（P50）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場などの技術管理業務の包括的な委託について、引き続き導入効果を検証しながら、より効率的な事業運営と競争性を高め効果的な民間委託となるよう検討 																																																																																																													
<p>投資・財政計画（収支計画） （単位：百万円）</p>																																																																																																																														
<p>（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。 ・受託工事に係る収益・費用及び予備費は除いています。 ・確保水源に係る経費を含んでいます。 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。</p>																																																																																																																														
<p>【参考】建設改良費（単位：百万円）</p>																																																																																																																														
<p>H29～R2計：22,093 R3～R8計：29,320 総合計：51,413</p>																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収益的収支</td> <td>収益</td> <td>5,586</td> <td>5,754</td> <td>5,771</td> <td>5,763</td> <td>5,775</td> <td>5,764</td> <td>5,786</td> <td>5,706</td> <td>5,699</td> <td>5,675</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>5,174</td> <td>5,322</td> <td>5,420</td> <td>5,422</td> <td>5,595</td> <td>5,755</td> <td>5,734</td> <td>5,682</td> <td>5,668</td> <td>5,668</td> </tr> <tr> <td>純損益</td> <td>411</td> <td>432</td> <td>352</td> <td>341</td> <td>180</td> <td>10</td> <td>52</td> <td>24</td> <td>31</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">資本的収支</td> <td>収入</td> <td>2,414</td> <td>4,142</td> <td>5,099</td> <td>3,355</td> <td>1,947</td> <td>2,387</td> <td>3,016</td> <td>3,409</td> <td>2,723</td> <td>3,321</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>5,806</td> <td>7,957</td> <td>8,404</td> <td>5,665</td> <td>5,385</td> <td>6,360</td> <td>5,862</td> <td>6,362</td> <td>5,709</td> <td>6,303</td> </tr> <tr> <td>うち建設改良費</td> <td>3,679</td> <td>6,691</td> <td>7,158</td> <td>4,565</td> <td>4,362</td> <td>5,332</td> <td>4,715</td> <td>5,157</td> <td>4,539</td> <td>5,215</td> </tr> <tr> <td>資本的収支差</td> <td>△3,391</td> <td>△3,816</td> <td>△3,305</td> <td>△2,310</td> <td>△3,439</td> <td>△3,973</td> <td>△2,846</td> <td>△2,953</td> <td>△2,987</td> <td>△2,982</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企業債残高</td> <td>11,724</td> <td>14,000</td> <td>17,373</td> <td>19,209</td> <td>19,786</td> <td>20,552</td> <td>21,737</td> <td>23,386</td> <td>24,557</td> <td>26,187</td> </tr> <tr> <td colspan="2">内部留保資金</td> <td>8,889</td> <td>7,931</td> <td>7,506</td> <td>8,005</td> <td>7,269</td> <td>5,685</td> <td>5,701</td> <td>5,693</td> <td>5,690</td> <td>5,690</td> </tr> </tbody> </table>												区分		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	収益的収支	収益	5,586	5,754	5,771	5,763	5,775	5,764	5,786	5,706	5,699	5,675	費用	5,174	5,322	5,420	5,422	5,595	5,755	5,734	5,682	5,668	5,668	純損益	411	432	352	341	180	10	52	24	31	7	資本的収支	収入	2,414	4,142	5,099	3,355	1,947	2,387	3,016	3,409	2,723	3,321	支出	5,806	7,957	8,404	5,665	5,385	6,360	5,862	6,362	5,709	6,303	うち建設改良費	3,679	6,691	7,158	4,565	4,362	5,332	4,715	5,157	4,539	5,215	資本的収支差	△3,391	△3,816	△3,305	△2,310	△3,439	△3,973	△2,846	△2,953	△2,987	△2,982	企業債残高		11,724	14,000	17,373	19,209	19,786	20,552	21,737	23,386	24,557	26,187	内部留保資金		8,889	7,931	7,506	8,005	7,269	5,685	5,701	5,693	5,690	5,690
区分		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																																																																																																																			
収益的収支	収益	5,586	5,754	5,771	5,763	5,775	5,764	5,786	5,706	5,699	5,675																																																																																																																			
	費用	5,174	5,322	5,420	5,422	5,595	5,755	5,734	5,682	5,668	5,668																																																																																																																			
	純損益	411	432	352	341	180	10	52	24	31	7																																																																																																																			
資本的収支	収入	2,414	4,142	5,099	3,355	1,947	2,387	3,016	3,409	2,723	3,321																																																																																																																			
	支出	5,806	7,957	8,404	5,665	5,385	6,360	5,862	6,362	5,709	6,303																																																																																																																			
	うち建設改良費	3,679	6,691	7,158	4,565	4,362	5,332	4,715	5,157	4,539	5,215																																																																																																																			
	資本的収支差	△3,391	△3,816	△3,305	△2,310	△3,439	△3,973	△2,846	△2,953	△2,987	△2,982																																																																																																																			
企業債残高		11,724	14,000	17,373	19,209	19,786	20,552	21,737	23,386	24,557	26,187																																																																																																																			
内部留保資金		8,889	7,931	7,506	8,005	7,269	5,685	5,701	5,693	5,690	5,690																																																																																																																			

○三重県企業庁経営計画の改定（最終案）の概要 電気事業

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開																																																																											
<p>【現状】 （事業の概要） ・水力発電事業は民間譲渡し、RDF焼却・発電事業を主体とした電気事業を運営 ・RDF貯蔵槽爆発事故後に、施設の総点検及び安全運転のための改修を行うとともに、維持管理体制の見直し、「危機管理マニュアル」の整備などを実施 ・平成30年7月に開催された三重県RDF運営協議会総会で「令和元年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。」ことなどが決議</p> <p>（RDF受入量・供給電力量の状況） ・平成14年12月の運転開始から令和元年9月の運転終了までに、製造団体からRDFを約75万トン受け入れ、約7億9,500万kWhの電力を桑名広域清掃事業組合及び電気事業者へ供給</p> <p>（施設管理の状況） ・三重ごみ固形燃料発電所でのRDF焼却・発電は令和元年9月17日をもって終了</p> <p>（財務の状況） ・水力発電事業、RDF焼却・発電事業とも企業債の償還を終了 ・水力発電所の譲渡で得た資金は、電気事業会計内に留保していたが、令和2年度に一般会計へ納付</p> <p>【今後の課題】 ・RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向け、関係市町及び関係部局等と協議・調整を行い、RDF焼却・発電施設の撤去や事業の総括を実施</p> ・電気事業の廃止	RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けた取組																																																																											
	<p>ア RDF焼却・発電施設の撤去（P59）</p>	<p>・周辺環境や安全対策等に十分配慮して、令和4年度中の完了に向けた取組を実施</p>																																																																										
	<p>イ 事業の総括</p>	<p>・環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町等からの意見も確認し、全ての業務が終了する段階で速やかに最終的な総括が行えるよう、関係部局と連携</p>																																																																										
電気事業の廃止に向けた取組																																																																												
<p>・電気事業の廃止及び財産の引継ぎについて関係部局と連携</p>																																																																												
<p>収支計画 （注） ・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。 ・受託工事に係る収益・費用及び予備費は除いています。 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。</p>	（単位：百万円）																																																																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">H29</th> <th style="text-align: center;">H30</th> <th style="text-align: center;">R元</th> <th style="text-align: center;">R2</th> <th style="text-align: center;">R3</th> <th style="text-align: center;">R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">収益的 収 支</td> <td style="text-align: center;">収 益</td> <td style="text-align: right;">1,380</td> <td style="text-align: right;">1,425</td> <td style="text-align: right;">680</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">費 用</td> <td style="text-align: right;">2,032</td> <td style="text-align: right;">2,102</td> <td style="text-align: right;">1,389</td> <td style="text-align: right;">496</td> <td style="text-align: right;">1,261</td> <td style="text-align: right;">1,310</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">純損益</td> <td style="text-align: right;">△652</td> <td style="text-align: right;">△678</td> <td style="text-align: right;">△709</td> <td style="text-align: right;">△494</td> <td style="text-align: right;">△1,260</td> <td style="text-align: right;">△1,302</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">資本的 収 支</td> <td style="text-align: center;">収 入</td> <td style="text-align: right;">500</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">500</td> <td style="text-align: right;">902</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 出</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち建設改良費</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本的収支差</td> <td style="text-align: right;">500</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">500</td> <td style="text-align: right;">902</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">企業債残高</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">内部留保資金</td> <td style="text-align: right;">9,169</td> <td style="text-align: right;">8,654</td> <td style="text-align: right;">8,485</td> <td style="text-align: right;">3,119</td> <td style="text-align: right;">1,851</td> <td style="text-align: right;">500</td> </tr> </tbody> </table>		区分		H29	H30	R元	R2	R3	R4	収益的 収 支	収 益	1,380	1,425	680	2	2	8	費 用	2,032	2,102	1,389	496	1,261	1,310	純損益	△652	△678	△709	△494	△1,260	△1,302	資本的 収 支	収 入	500	-	500	902	-	-	支 出	0	-	-	-	-	-	うち建設改良費	0	-	-	-	-	-	資本的収支差	500	-	500	902	-	-	企業債残高		-	-	-	-	-	-	内部留保資金		9,169	8,654	8,485	3,119	1,851
区分		H29	H30	R元	R2	R3	R4																																																																					
収益的 収 支	収 益	1,380	1,425	680	2	2	8																																																																					
	費 用	2,032	2,102	1,389	496	1,261	1,310																																																																					
	純損益	△652	△678	△709	△494	△1,260	△1,302																																																																					
資本的 収 支	収 入	500	-	500	902	-	-																																																																					
	支 出	0	-	-	-	-	-																																																																					
	うち建設改良費	0	-	-	-	-	-																																																																					
	資本的収支差	500	-	500	902	-	-																																																																					
企業債残高		-	-	-	-	-	-																																																																					
内部留保資金		9,169	8,654	8,485	3,119	1,851	500																																																																					

○三重県企業庁経営計画の改定（最終案）の概要 各事業の展開を支える取組

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開																				
<p>【現状】 （経営基盤強化のための取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抜本的な経営改善による事業内容の変化に対応した適正な組織の改編と人員の配置 ・企業庁職員のめざすべき姿の実現に向けて人材育成方針を改定し、計画的な人材育成を実施 ・各所属でOJTにより技術継承を推進 ・企業庁独自の非常参集体制の構築など危機管理の強化 ・健全な財務運営と、確実かつ効率的な資金運用及び資金管理 ・ISO9001を活用した業務の継続的な改善による経営の品質向上 ・デジタル化による業務改善等を推進するための取組の検討 <p>（地域社会との信頼構築のための取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報提供や市町、ユーザーとの定期的な協議 ・コロナ禍においても水道への理解を深めていただくための動画の公開 ・浄水場の施設見学の受入れ、伊坂・山村ダム周辺を憩いの場として開放するなどの地域貢献 ・太陽光発電や小水力発電の導入、浄水場で発生する汚泥の有効利用など事業活動における環境配慮 <p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の縮小や民間委託の導入拡大などにより現場経験を積む機会が減少する中で、職員の技術力の維持・向上のための人材育成や技術継承 ・大規模地震など今までに経験のない危機への的確な対応 ・引き続きデジタル化による業務改善等を推進するための取組の検討 ・事業を取り巻く環境が変化する中での、地域社会との信頼構築 	経営目標	経営目標達成に向けた取組	活動指標																		
	<p>ア 経営基盤の強化（P61）</p>	<p>（ア）組織・定員・給与・人事管理（P61）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟で効率的・効果的な組織の整備 ・業務量に応じた適正な定員管理 ・職員の給与について適切な制度管理 ・「企業庁職員育成支援のための人事評価制度」を活用した人材育成・人事管理 	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>見込値</td> <td>R8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・企業庁研修開催時間数（時間）</td> <td>77</td> <td>65以上</td> </tr> <tr> <td>・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）</td> <td>79</td> <td>70以上</td> </tr> <tr> <td>・資金運用状況※（%）</td> <td>200</td> <td>100以上</td> </tr> </table> <p>※資金運用状況 年間平均運用金利÷年間平均普通預金金利</p>		実績	目標値		見込値	R8		R3		・企業庁研修開催時間数（時間）	77	65以上	・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）	79	70以上	・資金運用状況※（%）	200
	実績	目標値																			
	見込値	R8																			
	R3																				
・企業庁研修開催時間数（時間）	77	65以上																			
・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）	79	70以上																			
・資金運用状況※（%）	200	100以上																			
<p>（イ）人材育成・技術継承（P61）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブローテーションによる人事配置 ・OJTによる技術力の習得に加え、技術研修や財務研修、危機管理研修などを計画的に実施 ・業務上必要な資格・免許の取得支援 ・企業庁職員として経験的に培ってきた技術や知識について、OJT手法を活用して確実に次世代の職員へ継承 																				
<p>（ウ）危機管理（P62）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインを担う事業者として安定供給を行っていくための危機管理を推進 																				
<p>（エ）資金・資産の管理・活用（P62）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資金の元本の安全性と流動性を確保したうえで、確実かつ効率的な運用 																				
<p>（オ）経営の品質向上（P62）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の継続的改善に努め、将来にわたり安全で安定したサービスを提供することによる顧客満足の上昇 ・ICTタグを利用した貯蔵品管理や点検業務支援端末の導入の検討を継続 ・AIによる薬品注入の自動化や遠隔で自動検針が可能なスマートメーターについても先進事例の調査等を行い、他の新たなICTの技術動向にも注視しつつ今後の活用について検討 																				
<p>イ 地域社会との信頼構築（P63）</p>	<p>（ア）情報提供とコミュニケーション（P63）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たすため、事業内容や経営に関する情報をホームページで公開 ・市町やユーザーとの協議の場などを通じた事業内容等の積極的な発信と対話による相互理解 	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>見込値</td> <td>R8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・施設見学受入れ件数（件）</td> <td>0</td> <td>120以上</td> </tr> <tr> <td>・コピー用紙使用量※（%）</td> <td>1.0</td> <td>△5</td> </tr> </table> <p>※コピー用紙使用量 平成27年度の使用量を基準とした削減率</p>		実績	目標値		見込値	R8		R3		・施設見学受入れ件数（件）	0	120以上	・コピー用紙使用量※（%）	1.0	△5			
	実績	目標値																			
	見込値	R8																			
	R3																				
・施設見学受入れ件数（件）	0	120以上																			
・コピー用紙使用量※（%）	1.0	△5																			
<p>（イ）コンプライアンス（P63）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の遵守や、公正な職務の遂行など企業庁におけるコンプライアンスを推進 ・RDF貯蔵槽爆発事故の教訓を生かすための取組を進め、安全で安心、安定した事業運営を実施 																				
<p>（ウ）地域貢献（P63）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場の施設見学の受入れ、伊坂ダム及び山村ダムの周辺施設の開放など、地域貢献を継続 																				
<p>（エ）環境配慮（P64）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしいオフィス活動、浄水場で発生する汚泥の有効利用、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの有効活用など環境に配慮した事業活動を推進 																				